

令和8年度予算・政策に関する要望に対する回答書

項目	回答
1. 工芸技術所の更なる機能強化と展示室の受け入れ態勢強化の県への働きかけについて 木工業に対する更なる支援と、木工振興の取り組みに則した観光客の受け入れ態勢の強化について、以下の通り要望いたします。 (1) 工芸技術所の専門的知識や実務に精通した県職員配置により、「雑木囃子」や「いぶき会」などの次代を担う若手育成にもご尽力いただいておりますが、2～3年単位での県職員の異動が多く、その度にまた一から関係構築を進める必要が生じております。つきましては、継続的な支援を引き続きお願いするとともに、関係構築を念頭に専門的知識や実務に精通した県職員の安定的な配置について、県に働き掛けてくださいますよう要望いたします。 (2) 県は、工芸技術所において当地域の物産をPRするため、展示室を設けホームページで周知を行っていることは承知しておりますが、照明や展示方法など改善の余地があるように思います。より魅力的な展示にさせていただくことを期待します。また、展示室の存在そのものを来場して初めて知る人が多く、まだ広く知られている状況にないと認識しております。つきましては、展示している旨の広報を積極的に行うとともに、県民や観光客に対し更に当地域の物産の魅力を伝えられるような見せ方の工夫を施すなど受け入れ態勢の強化について県に働き掛けてくださいますよう要望いたします。	(1) 県工芸技術所につきましては、木工業界の振興を図るために、非常に重要な存在であると認識しており、県が平成24年～27年に同所の廃止も含めた在り方を検討された際にも、業界や市などから、その重要性を県に具申し存続に至っております。また、特に若手職人にとっては、製作過程で、同所の機器を使用できることや加工に関する技術的な相談や作業指導等を受けられることなどから、同所の存在は必要不可欠であると認識しております。 今後も引き続き、機能強化や後継者育成も視野に入れた技術指導はもちろんのこと、専門知識を有し、実務に精通した職員の安定的な配置につきましても、機会を捉えて意見交換するなど県に対し働きかけてまいります。 (2) ご指摘のとおり、県工芸技術所1階の伝統的工芸品をはじめとした木製品の展示室には、大変価値のある作品も展示されていながら、照明やレイアウトなどの展示方法に改善の余地があり、十分に発信されていない現状も見受けられます。 木製品は、照明器具や湿度等の外的

(3) 令和8年11月に伝統的工芸品月間国民会議全国会議（工芸エキスポ）が神奈川県で開催されます。全国の伝統工芸の職人のほか、伝統工芸に興味のある方、初めて触れる方も国内外問わず多数訪れると想定されます。つきましては当イベントの広報を積極的に行い、県を挙げて伝統文化の魅力を国内外に発信し、今後の伝統工芸、ひいては木工業の振興につなげるべく県に働き掛けくださいますよう要望いたします。

要因で、変色するなど影響が発現してしまうため慎重な対応が必要となりますが、多くの人々に訪れてもらえるような魅力的な展示について、機会を捉えて意見交換するなど、県に働きかけてまいります。

(3) 伝統的工芸品月間国民会議全国大会（工芸EXP0）につきましては、県は18万人の来場者を目標とし、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品と併せて、県内の伝統工芸品や食文化なども発信していくこととしておりとお聞きしています。また、プレイベントのひとつに小田原・箱根「木・技・匠」の祭典を位置付けるとともに、産地を巡るツアーも検討されております。いずれにしても、現在、県が基本計画案や予算案を作成しているところですので、その計画策定の中で、小田原・箱根エリアへの誘客及び効果的な広報についても盛り込むよう引き続き働きかけてまいります。

（担当課：産業政策課）

2. 事業用等 EV 導入費補助金の創設について

現在、交通事業者（バス・タクシー）の多くは、燃料価格の高騰や人件費の上昇等のコストが増加しており、その経営環境は厳しさを増しています。

地域の交通インフラを維持することは、交通事業者の責務であると考えますが、こうした昨今の状況が続いた場合には、その維持が厳しくなることも想定されます。

そうした状況化の中で、交通事業者は、燃料コスト削減や脱炭素社会の実現に向け電

交通事業者を取り巻く経営環境の厳しさは、全国的な課題として認識されています。

交通事業者（バス・タクシー）のEV車両の導入支援につきましては、国の方針や他市町の状況、事業者のニーズを把握しながら本市における支援の必要性を見極めていきます。

（担当課：ゼロカーボン推進課）

気自動車等の導入を推進しています。しかしながら、車両の導入にあたっては、コスト面で課題があり、新規の導入について積極的に推進しづらい現状があります。

既に、神奈川県では、事業用等 EV 導入費補助金が創設されていますが、昨今の EV 車両価格の高騰等もある中で、一部の近隣市町村では創設されている事業用等 EV 導入費補助金を小田原市でも創設していただきたく要望いたします。

3. 創業支援事業ならびに事業承継への支援について

当所では、地域のステークホルダーと連携し創業支援事業ならびに事業承継への支援を強化しております。代表的な事業としては、小田原箱根起業スクール、小田原箱根リカレントスクール、オープンネームでの事業承継支援「relay」との連携などを実施しておりますが、運営には事業経費が必要になります。

つきましては、現状としても、小田原市から補助を受けて実施をしておりますが、地域経済の拡大・維持のために引き続き予算措置をいただきたく要望いたします。

第7次小田原市総合計画第1期実行計画（令和8年度から令和10年度）にも、地域経済振興において小田原が目指す姿の一つとして、起業家が小田原に育つことを掲げています。創業支援では、創業者それぞれの実態やニーズを把握した適切な支援が必要であり、市内事業者の課題の一つである事業承継についても、創業支援と一体に捉えた支援が重要であると認識しています。

平成28年度に作成した小田原市創業支援等事業計画に基づき、貴所をはじめ、関係機関の皆様と連携体制を強化しているところですが、貴所に実施いただいている、起業スクール等の創業支援や事業承継支援の取組には、今後も大変ご期待申し上げるところであり、支援を継続してまいりたいと考えております。

（担当課：産業政策課）

4. 副業人材活用支援事業について

当所では、地域事業者の人材不足に対する課題に対応するため、様々な副業人材活用支援を展開しております。

若年層やフリーランスが登録する副業人材マッチングプラットフォームの「Skill Shift」、地域大手企業である「ライオン㈱」従事者との副業マッチング、商社や金融機関OBが所属する「ABIC」との副業マッチングなど事業者のニーズに応じて副業人材活用を支援しております。

つきましては、既に「Skill Shift」との連携事業については市から補助を受けて事業を実施しておりますが、地域の人材不足に対する課題解決に対応できるよう引き続き予算措置をいただく要望いたします。

人手不足の課題は、サービス業や建設業をはじめ、各業種で深刻であり、最低賃金の大幅な引き上げなどもまた、事業者の人材確保を厳しくしていると認識しています。

令和5年度に貴所と本市、(株)みらいワークスで協定を締結して進めていただいている「Skill Shift」を活用した副業人材活用支援事業は、市内事業者にとって、新たな事業展開や業務改善に必要な人材を確保する、大きな助けとなっており、引き続き支援を継続できるよう努めてまいります。

今後は、より多くの市内事業者が、この事業をきっかけに、副業人材の活用など、これまでとは違う手法により、人手不足が解決されるよう、多くの事業者がこの事業が活用され、広がることを期待しています。

(担当課：産業政策課)

5. 公共工事の物価変動への柔軟な対応について

公共工事の請負契約において、賃金水準や物価水準の変動に対応するため、スライド制度を設けられております。同制度は受注者が適正な利益を確保しやすくなり、発注者である小田原市は受注者が安心して応札できるため、入札が不調になりにくいというメリットがあると認識しております。

つきましては、昨今の物価変動等の状況を鑑みますと、想定外の資材高騰により円滑な施工の確保に支障をきたすことも考えられ

公共工事の請負契約においては、設計段階で実勢価格を適切に反映できるよう努めておりますが、急激な物価変動等を背景に、契約締結後に想定外の資材高騰などにより、円滑な施工の確保に支障が生じることや、請負金額が著しく不相当となることなどが想定されます。そのため、工事請負契約締結後に、その変動額が一定程度を超えた場合に、契約金額の変更を請求することができるスライド制度を設けており、工

ますので、スライド条項を柔軟に適用していただきますよう要望いたします。

6. 小田原市における大型工事・建設設計業務の発注、公募型プロポーザルについて

市の大型工事・建設設計業務の発注、公募型プロポーザルについて、「小田原市地域経済好循環推進条例」が施行されておりますが、域内経済循環の確立のためにも、あらためて以下のとおり要望いたします。

(1) 大型工事・建設設計業務の発注について

市は、「小田原市市内事業者優先発注に係る実施方針」を定めており、全ての公共調達において、地域経済の好循環に資するため、市内事業者でできるものはできる限り市内事業者に発注するよう努めておられることと認識しておりますが、地域経済の活性化と地元企業育成のためにも市内事業者の対応が難しい大型事業であっても、分離・分割発注を行うなど地元企業ができうる限り受注できますよう、引き続き取り組んでくださいますよう要望いたします。

(2) 公募型プロポーザルの地元加点の一層の充実について

市では、「小田原市市内事業者優先発注に係る実施方針」に基づく、各所管課が実施するプロポーザル方式の手続きを定めたガイドラインにより、市内事業者の受注機

事約款にも記載しています。今後も必要に応じて受注者と協議を行い、対象となる工事についてはスライド条項を適用するなど、賃金水準や物価水準の変動等に適切に対応できるよう努めてまいります。

(担当課：契約検査課)

(1) 本市が発注する公共工事について

は、「小田原市市内事業者優先発注に係る実施方針」に基づき、市内業者で対応できない特殊な案件以外は、「市内に本店を有すること」を参加条件とした公募型の競争入札により執行しております。大型工事においては、市内業者では対応できない内容となる可能性が高まると思われますが、分離・分割発注による執行を検討するなど、発注方式等を工夫して、今後も引き続き地域経済の活性化と地元企業の育成のため、市内事業者の受注機会の確保に努めてまいります。

(2) 各所管課が実施するプロポーザル方式の手続きを定めた「小田原市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」では、従来から審査項目の一つに「地域貢献」を設け、地元事業者の活用の見込みについて評価するよう進めているところ

会確保に向けた内容を明記していただいていること認識しておりますが、公平性、透明性及び客観性を担保しつつも、地元企業の更なる受注機会の確保と市内事業者の育成を更に強く推進するため、プロポーザルの地元加点の一層の充実を図られることを引き続き要望いたします。

7. 小田原地下街の民間移管について

小田原地下街につきましては、令和8年には建設から50年を迎え老朽化が進む中、今後多額の修繕費がかかると聞いております。また、売上が減少傾向にあり、テナント空き区画が増加しているとも聞いております。

このような状況に加え、ミナカ小田原の開業や駅周辺のマンションの増加など中心市街地の人流に大きな影響を与える事象がございました。また、今後も小田原駅東口、西口ともに大型の再開発案件があり、ますます中心市街地を取り巻く環境は変化していくと考えております。

これらの変化を踏まえ、小田原地下街の民間事業者への経営移管も含めた将来の経営体制の展望につきまして、時間軸も含めたスケジュールをあらためてお示ししていただきたく要望いたします。

であります。今後もプロポーザル方式における公正性、透明性及び客観性を担保しつつ、市内事業者の受注機会の確保及び育成の観点から、地元加点の充実を図られるよう努めてまいります。

(担当課：契約検査課)

小田原地下街「ハルネ小田原」の運営にあたっては、開業当初から商業部分の管理運営を民間事業者に委託し、民間ノウハウを活用しつつ運営してきました。

その上で、さらなる民間ノウハウの活用を図るべく、商業区画の一括賃貸借による運営方式であるマスターリース方式の導入について検討を進め、令和3年5月に管理運営業務受託者である湘南ステーションビル株式会社（現在は、株式会社JR横浜湘南シティクリエイト（以下「YSCC」という。）に改組）と事前合意に達しましたが、コロナ禍の影響もあり、協議が一時中断していました。

令和7年度に入ってから、YSCCとの協議の再開に至り、先方でも専任の担当者を配置し、協議を本格化させていくこととなりました。今後、一定の時期にマスターリース方式を導入する方向で調整を進めるとともに、施設内容や運営方法の見直しなどの検討進めていきます。

(担当課：商業振興課)

8. 防災連携協定の更なる推進について

市では、小田原市自治会総連合及び小田原箱根商工会議所の三者間において、平常時の災害への備えにより、災害発生時において相互に連携を滞りなく行えるよう、包括的な連携協定を締結しております。

この締結により市内各所で防災連携協定の締結が進んでおりますが、未だ数多くの地域で協定を締結していない空白地域が存在しております。災害発生時には地域ごとに異なる条件を勘案したアクションプランが必要になることと併せ、市内全域が被災することも予想されることから地域間の連携と協力も必要となります。

つきましては、協定の空白地域の解消に向けて、地域別の協定締結の実現のための三者間の連携強化と実務を主体的かつ迅速に推進していただくよう要望いたします。

9. 海を活かしたまちづくりについて

市では、早川エリア周辺の関連する詳細施策の「地域特性を生かしたまちづくり」として「水産市場の再整備」等の事業化を見据え 2040 年における多様な主体や関係者で対象エリアの将来イメージを描かれ、その実現に必要なまちづくりの方針を示す「エリアブランディング構想」を令和 6 年 3 月に公表されました。

その中の「水産市場の再整備」につきましては、小田原市卸売市場審議会において水産市場再整備基本構想（素案）を取りまとめられておられるなど、水産市場の再整備は独立して進められていることと存じま

毎年、貴所が会員企業に対して、災害時に各企業が自治会に協力できる内容についてのアンケート調査を行ってくださり、その集計結果をご提供いただいております。現在、アンケート結果を自治会総連合及び単位自治会に提供し、個別協定の締結に向けて、検討をしてもらっているところです。

今後は、自治会からの要望を聞きながら、災害時に相互連携ができるよう、課題などを共有する場を設けるなど、個別協定の締結促進に努めていきたいと考えております。

（担当課：防災対策課）

水産市場の再整備については、喫緊の課題であると認識しており、現在、市場関係者と丁寧に意見交換しながら、令和 7 年度末までに基本構想を策定するための検討を行っています。

今後のスケジュールについては、令和 8 年度から基本計画を策定、令和 9 年度以降から基本設計、実施設計、本体工事に順次着手してまいりたいと考えています。

なお、エリアブランディング構想（早川エリア）に位置付けた取組については、それぞれ実現可能となる時期や実施主体が異なることから、実現可能なものを第 7 次

す。

老朽化が進んでいる水産市場の早期再整備は差し迫った課題とは存じますが、地域の様々なステークホルダーで策定した同構想を実現することは早川地区のみならず市内の経済振興に大きく寄与すると考えております。

つきましては、水産市場単独の計画ではなく、同構想の実現に向け今後どのような体制やスケジュールで事業を進めていただけるのかお示しくくださいますようお願いいたします。

10. スポーツによるまちづくり・地域活性化について

小田原箱根商工会議所では令和4年度に小田原市体育協会及び小田原市観光協会と共に「地域スポーツコミッション調査・研究事業」を実施し、令和5年3月には調査報告書を取りまとめしております。また現在は「スポーツによるまちづくりタスクフォース」を組織しスポーツ振興による地域経済活性化、まちづくりにおけるプラットフォームとしてのスポーツコミッション設立を目的とした調査研究を推進しております。

つきましては、既存のスポーツ関連団体の枠組みを超えた今後地域経済の活性化に資するスポーツコミッション設立に向けた各種取り組みに対し、小田原市としても主体的かつ具体的に推進していただきますようお願いいたします。

また、スポーツによるまちづくり推進には各種スポーツの拠点となる施設が重要です。市におかれましては令和7年3月に策定された「小田原市スポーツ施設整備基本計画」

小田原市総合計画の実行計画に位置付けるとともに、必要に応じて構想策定事業の各研究会員との意見交換を行ってまいりたいと考えています。

(担当課：水産海浜課、政策調整課)

スポーツコミッションについては、平成31年度に小田原箱根商工会議所、小田原市観光協会、小田原市体育協会により設立に向けた検討が進められました。その結果、民間主体で独立した組織を設立する方向性が示されました。令和4年度には、当面は体育協会の事業として、オリンピックを招いた教室の開催やプロスポーツの試合誘致など、スポーツコミッションにつながる事業を先行的に実施していくこととされています。このため、市では、小田原箱根商工会議所や小田原市観光協会と情報共有を行いながら、体育協会と連携して、地域活性化やスポーツ振興に関わるPR活動などの取り組みを進めているところです。

各種施設の整備のスケジュールについては、「小田原市スポーツ施設整備基本計画」に記載のとおりです。より具体的なスケジュールや予算スケジュールについて

にて、スポーツ施策推進の拠点となるスポーツ施設の今後の整備の方向性を示されておられます。その基本計画では、課題として施設の老朽化対策や機能や利便性の向上があげられております。各種施設の整備は短期、中長期の事業計画に基づき推進されることは存じますが、より具体的なスケジュールをお示しいただくとともに、予算スケジュールについてもお示しいただきたく要望いたします。

11. エネルギー政策における地域経済循環について

市におかれましては、環境省の「脱炭素先行地域」へ選定され、その計画において太陽光発電の導入推進、市内の電力地産地消プラットフォーム（AEMS）構築、EV 充電器導入による「EV 宿場町」の推進といった事業を進められ、各事業においてはその適性にあった小田原市内外の民間事業者が選定されていると存じます。

その中で市内の電力地産地消プラットフォーム（AEMS）構築については、令和6年9月に東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力ホールディングス株式会社及び湘南電力株式会社と「小田原市・電力地産地消プラットフォームの構築及び運営に関する連携協定」を締結されております。

現時点では全てを地元事業者では担いきれない事業もあることは承知しておりますが、今後は大手事業者の有するノウハウや施設等の地元移管により、将来的には地元事業者が主体となる経営体制の実現し、エネルギーによる地域経済循環を実現できるよう、主導的に推進していただくことを要望いたし

は、現在策定作業中の第7次小田原市総合計画第1期実行計画の中でお示しできればと考えています。

（担当課：スポーツ課）

電力地産地消プラットフォームは、配電網を活用した市域レベルでのエリアエネルギーマネジメントを行う取組であり、その構築及び運営においては、配電網を保有・維持管理する東京電力パワーグリッド及びその親会社であり特定卸供給事業者（アグリゲーター）としてエリアエネルギーマネジメントの知見を有する東京電力ホールディングスとの協力が不可欠であるため、当面は、令和6年9月30日に小田原市、東京電力パワーグリッド、東京電力ホールディングス、湘南電力で締結した「電力地産地消プラットフォームの構築及び運営に関する連携協定」に基づき、同4者で同プラットフォームを構築及び運営していきますが、将来的には、同プラットフォームの核となるエリアエネルギーマネジメントシステムの運営を地域事業者が主体的に担う運営方式を目指します。

（担当課：ゼロカーボン推進課）

ます。

12. 伊豆湘南道路の早期具現化等について

当所は平成10年発足当時から伊豆湘南道路建設促進期成同盟会に参加し、また、昭和56年に発足した小田原真鶴道路建設促進協議会、令和3年7月に名称改称された「伊豆湘南道路神奈川県西湘地区建設促進協議会」などを通じ、伊豆湘南道路の早期事業化に向けた要望活動等を行っております。

令和6年度は1月に「全国街道交流会議」第14回全国大会のプレシンポジウムが、「道と地方再生～箱根八里から伊豆湘南道路まで」をサブタイトルとして小田原市で開催され、促進期成同盟会の一員としてこれに参加し、多くの聴衆が集まったところでございます。

また、県の協議会は、令和7年3月17日に開催され、今後の進め方として広域的な視点も含めた地域の現状と課題を整理し、新たに設定した政策目標について、住民意見聴取を行うこと、ルートの絞り込みに向けた今後の課題等について、学識経験者からなる委員会に諮り進めていくことなどを確認したとしています。

つきましては、これらの課題等を早急に整理し、国に対し早期具現化を働きかけるよう要望いたします。

また、勃発的に発生する災害に対し、一刻も早くその整備効果を上げていく必要があることから、並行する「広域農道小田原湯河原線」などの整備も合わせ、部分開通などの手法も引き続きご検討くださるよう要望いたします。

神奈川静岡両県では、県境における道路ネットワークの更なる連携強化を検討するため、両県及び本市をはじめとする構想ルート沿線市町の部長級で構成する「神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会」を設置しています。両県では、協議会での検討内容を学識経験者からなる委員会に諮りながら、ルート検討に取り組んでおり、本市としましても、今夏実施された両県による住民意見聴取（アンケート）の回答率を高めるため、広報等で積極的に周知するなど、密な連携に取り組んでいるところです。引き続き、この協議会を通じ、両県へ、課題の整理と国への早期具現化を働きかけるよう、促してまいりたいと考えております。

また、貴所にもご参画いただいている「伊豆湘南道路建設促進期成同盟会」においても、県と連携しながら、早期具現化に向けて継続的に国土交通省等へ要望活動を実施しているところです。

国への要望と併せて、地元の建設促進に向けた機運醸成も非常に重要であることから、今後も当会としてもシンポジウム等を開催し、継続的に、機運醸成に努めて参りたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

広域農道小田原湯河原線については、早川から根府川までの一部区間につい

13. 足柄幹線林道のハード面の整備及び冬期閉鎖期間の短縮について

足柄幹線林道は林業従事者、林業沿線の住民が使用する生活道路以外にも、小田原市並びに箱根町の通勤路として様々な方が利用しております。県では冬期閉鎖期間については短縮化に尽力いただいていることは認識しておりますが、上記の観点から道路の凍結が見込まれる場合のみゲートの閉鎖を行うなどの柔軟な運用を県に働き掛けていただくよう要望いたします。

また、県においてハード面の整備を行っていることも認識しておりますが、災害時の迂回路確保の観点からも更なる整備、並びに県道への昇格の検討について県へ働き掛けていただくよう要望いたします。

14. PPP／PFIなど民間提案の手法を活用した官民一体の取り組みの一層の推進について

公共施設等の整備等に関する事業について、民間事業者の側から公共施設等の管理者等に対し提案できる制度がPFI法におい

て、令和9年度工事完成を目標に整備が進められていると認識しております。当該路線は農業に係る様々な機能の確保・向上だけでなく緊急時のリダンダンシーともなることから、重要な路線と捉えており、引き続き県に要望してまいります。

(担当課：国県事業推進課、農政課)

足柄幹線林道の冬季閉鎖期間の短縮については、県からは12月下旬から翌年3月末までだった閉鎖期間を1月中旬から2月末に短縮したと伺っております。林道が山間部であるため凍結しやすい状況ではありますが、柔軟に対応していただけるよう要望してまいります。

また、足柄幹線林道については、安全な通行が確保されるよう舗装修繕や落石対策などの維持管理が行われています。道路ネットワークの多重化を図り緊急時には代替機能と担う路線であることから、大きな災害にも耐えうるようハード面の強化を引き続き要望してまいります。

(担当課：農政課)

公共施設の整備に当たっては、引き続きPPP／PFI手法の導入を含め適切な手法を検討し、良好な公共サービスの提供

て設けられております。

P F I など P P P のスキームを活用した官民連携手法は、市にとっては公共施設等（含む前述 10 の小田原市スポーツ施設整備基本計画に基づく施設の更新）の有効活用やコストの削減が期待でき、事業者にとっては事業機会の確保、地域への主体的な貢献に繋がるなど、今後の地域経済の持続的な発展に資するものと考えますので、公共施設の整備等を実施する際、積極的な本スキームの活用のご検討いただきますよう要望いたします。

また、小田原市におかれましては、令和 4 年度に行われた P P P の一種である包括管理業務委託のプロポーザルの際にも、事前のサウンディング調査やプロポーザル参加資格の設定、業務委託仕様書に地域貢献として本業務遂行にあたり市内事業者の積極的な活用についての記載を盛り込む等、市内事業者・団体に対し多くの配慮を行っていただいております。

つきましては、今後の地域経済の持続的な発展のため、他業務の委託や現契約の期間満了時の再委託の際等にも、現在の方針に基づき、地域経済循環にご配慮くださいますよう要望いたします。

に取り組んでまいります。

公共施設包括管理業務委託以外の他業務の委託や現契約の期間満了時の再委託の際等でも小田原市市内事業者優先発注に係る実施方針に従い、引き続き適正に対応してまいります。

小田原市スポーツ施設整備基本計画に基づく施設についても同様に対応してまいります。

（担当課：資産経営課、スポーツ課）